

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第一号

次の者に対し児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年一月九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

西伯郡外江町三四四六番地 遠藤 文子

◇鳥取縣告示第三号

次の授産施設は昭和二十五年六月三十日限り廃止した。

昭和二十六年一月九日

昭和二十六年一月九日
第二千七百七十三号

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五列

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

所在地 西伯郡淀江町大字淀江六八一番地ノ三

名 称 鳥取縣立共和授産場

所在地 東伯郡灘手村大字上神

名 称 鳥取縣立上神授産場

◇鳥取縣告示第四号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十六年一月九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

01029

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取縣知事登録 (ウ) 第一四四号 昭和二十五年 富士建設株式会社 米子市角盤町二丁目七二 元取締役社長 若松 保治

同 (ス) 第九八号 昭和二十四年 倉吉工務所 元東伯郡倉吉町大字宮川町 改取締役社長 青戸 誠

昭和二十六年一月九日 金田 二郎

鳥取縣告示第五号

造林臨時措置法施行細則(昭和二十五年十二月鳥取縣規則第九十三号)第三條に規定する区域及び期日は次の通りとする。

昭和二十六年一月九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

一、区域

- 鳥取市 鳥取市一円
- 岩美郡 大茅村、成器村、宇倍野村、面影村、津ノ井村、米里村、倉田村
- 八頭郡 田英村、河原町、八上村、西郷村、散岐村、大村、用瀬町、佐治村、社村、山郷村、智頭町

- 氣高郡 神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、治村、豊美村、松保村、千代水村、湖山村、吉岡村、大郷村
 - 東伯郡 上郷村、八橋町、赤碕町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村
 - 西伯郡 縣村、春日村、大高村、巖村、日吉津村、大和村、淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村、庄内村、名和村、御來屋町、光徳村、逢坂村
 - 日野郡 二部村、溝口町、日光村、江尾町、八郷村、米沢村
 - 米子市 米子市一円
- 二、報告期日 昭和二十六年一月二十日限り

01030

鳥取縣告示第六号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十六年一月九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

- 一、西伯郡尙徳村大字榎原字九日市一、三五六番地先より同所字岸道川端一、四二四番地先に至る間水路三二二平方米
- (關係図面は土木部經理課に保管)

鳥取縣告示第七号

次の通り基本測量を終了した旨建設省地理調査所より通知を受けた。

昭和二十六年一月九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

- 一、測量の目的 測地天文測量

- 一、測量終了月日 昭和二十五年十一月廿一日
- 一、測量の地域 鳥取縣東伯郡

鳥取縣告示第八号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十六年一月九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

- 一、東伯郡倉吉町大字岩城字下河原二〇三ノ三番地先より二〇三番地先まで並びに同所字下矢太田二九八番地先より三九九番地先までの不認定道路及び水路數百七十一坪
- (關係図面は土木部經理課に保管)

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第一号

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定に

